

<p>九三〇五・二一 九三〇五・二九 九三〇五・九一 九三〇五・九九のうち 九三・〇六 九三〇七・〇〇</p>	<p>第九三・〇三項の散弾銃又はライフルのもの 散弾銃の銃身 その他のもの その他のもの 第九三・〇一項の軍用の武器のもの その他のもの 革製又はコンポジションレザー製のもの以外のもの 爆弾、手りゆう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。） 刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや</p>	<p>第九三・〇五項に該当する材料以外 第九三・〇五項に該当する材料以外 第九三・〇五項に該当する材料以外 第九三・〇五項に該当する材料以外 第九三・〇五項に該当する材料以外 第九三・〇六項に該当する材料以外 第九三・〇七項に該当する材料以外 第九三・〇七項に該当する材料以外</p>
<p>第九四類</p>	<p>家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並び</p>	

九四・〇四

にランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

第九四・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産

九四・〇五

寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート

九四〇五・六〇のうち

ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）

イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品  
ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーターズ

第九四・〇五項に該当する材料以

<p>九四〇五・九二</p>	<p>スキン製、ぼうこう製又は臍製のもの以外のもの 部分品 プラスチック製のもの</p>	<p>外の材料からの生産 第九四・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第九五類 九五〇一・〇〇 九五・〇二 九五・〇三 九五〇三・一〇</p>	<p>がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品 車輪付きがん具（幼児が乗るために設計したものに 限る。例えば、三輪車、スクーター及び足踏み自 動車）及び人形用乳母車 人形（人間を模したものに限る。） その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽 用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズ ル 電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を 含む。）</p>	<p>第九五・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産 第九五・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産 第三九類、第四〇類、第四四類、 第四八類、第五〇類から第六〇類 まで、第六九類から第八一類ま で、第八五類又は第九五類に該当</p>

九五〇三・二〇

縮尺模型の組立てキット（作動するかしないかを問わないものとし、第九五〇三・一〇号のものを除く。）

九五〇三・三〇

その他の組立てセット及び組立てがん具

九五〇三・四一

がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。）

詰物をしたもの

九五〇三・四九

その他のもの

する材料以外の材料からの生産  
 第三九類、第四〇類、第四四類、  
 第四八類、第五〇類から第六〇類  
 まで、第六九類から第八一類ま  
 で、第八五類又は第九五類に該当  
 する材料以外の材料からの生産  
 第三九類、第四〇類、第四四類、  
 第四八類、第五〇類から第六〇類

九五〇三・五〇	樂器類（がんに限る。）	まで、第六九類から第八一類まで、第八五類又は第九五類に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇三・六〇	パズル	第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類、第五〇類から第六〇類まで、第六九類から第八一類まで、第八五類又は第九五類に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇三・七〇	その他のがんに具（セットにしたものに限る。）	第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類、第五〇類から第六〇類まで、第六九類から第八一類まで、第八五類又は第九五類に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇三・八〇	その他のがんに具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類、第五〇類から第六〇類

九五〇三・九〇	その他のもの	まで、第六九類から第八一類まで、第八五類又は第九五類に該当する材料以外の材料からの生産 第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類、第五〇類から第六〇類まで、第六九類から第八一類まで、第八五類若しくは第九五類に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
九五・〇四	遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特につくられたテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）	
九五〇四・四〇	遊戯用カード	第九五・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇四・九〇のうち	その他のもの	
九五・〇五	ボーリングボール並びにチェスその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品 祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品（奇術	第九五・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産

九五〇五・一〇	用具を含む。)	九五〇五・一〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇五・九〇	その他のもの	九五〇五・九〇五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
九五〇六	身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール	九五〇六・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇六・六一	ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。）	九五〇六・六一項に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇六・六二	テニスボール	九五〇六・六二項に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇六・六九	空気入れ式のもの	九五〇六・六九項に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇七	その他のもの 釣りざお、釣針その他の魚釣用具及びたも網、捕虫網その他これらに類する網並びにおとり具（第九二・〇八項又は第九七・〇五項のものを除く。）その他	九五〇七項に該当する材料以外の材料からの生産

<p>九五〇七・一〇</p> <p>九五〇七・二〇</p> <p>九五〇七・三〇</p> <p>九五〇七・九〇</p>	<p>これに類する狩猟用具</p> <p>釣りざお</p> <p>釣針（はりすを付けてあるかないかを問わない。）</p> <p>釣り用リール</p> <p>その他のもの</p>	<p>九五・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p> <p>九五・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p> <p>九五・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>九五・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第九六類</p> <p>九六・〇一</p> <p>九六〇一・一〇</p>	<p>雑品</p> <p>アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限り。）及び製品（これらの材料から製造したものに限りものとし、成形により得た製品を含む。）</p> <p>アイボリー（加工したものに限り。）及びその製品</p> <p>製品</p>	<p>第九六・〇一項に該当する材料</p>

九六〇一・九〇のうち

その他のもの

その他のもの

べっこう又はさんごの加工品及び製品

製品

その他のもの

九六〇二・〇〇

植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品

（加工品を除く。）以外の材料からの生産

第九六・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産

第九六・〇一項に該当する材料（加工品を除く。）以外の材料からの生産

第九六・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産

第九六・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産

九六・〇三

ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）

九六〇三・一〇

ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を結束したものに限りとし、柄を有するか有しな  
いかを問わない。）

九六〇三・二一

歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、つめ用ブラシ、まつげ用ブラシその他化粧用ブラシ（器具の部分品を構成するブラシを含むものと  
し、身体に直接使用するものに限り。）  
歯ブラシ（義歯用ブラシを含む。）

九六〇三・二九

その他のもの

第九六・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産

第五類、第一二類、第一四類、第三九類、第四〇類、第四四類、第五〇類から第六〇類まで、第六七類、第七二類から第八一類までは第九六類に該当する材料以外の材料からの生産  
第五類、第一二類、第一四類、第

九六〇三・三〇

美術用又は筆記用の筆その他これに類するブラシ  
で化粧用のもの

三九類、第四〇類、第四四類、第  
五〇類から第六〇類まで、第六七  
類、第七二類から第八一類まで又  
は第九六類に該当する材料以外の  
材料からの生産

九六〇三・四〇

塗装用、ワニス用その他これらに類する用途に供  
するブラシ（第九六〇三・三〇号のブラシを除  
く）、ペイントパッド及びペイントローラー

第五類、第一二類、第一四類、第  
三九類、第四〇類、第四四類、第  
五〇類から第六〇類まで、第六七  
類、第七二類から第八一類まで又  
は第九六類に該当する材料以外の  
材料からの生産

九六〇三・五〇

その他のブラシ（機械類又は車両の部分品を構成  
するものに限る。）

第五類、第一二類、第一四類、第  
三九類、第四〇類、第四四類、第  
五〇類から第六〇類まで、第六七

九六〇三・九〇のうち

その他のもの

羽毛ダスター

床掃除機及び羽毛ダスター以外のもの

九六〇四・〇〇

手ふるい

九六・〇六

ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク

九六〇六・一〇

プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品

類、第七二類から第八一類まで又は第九六類に該当する材料以外の材料からの生産

第九六・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産

第五類、第一二類、第一四類、第三九類、第四〇類、第四四類、第五〇類から第六〇類まで、第六七類、第七二類から第八一類まで又は第九六類に該当する材料以外の材料からの生産

第九六・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産

九六〇六・二一	<p>ボタン プラスチック製のもので紡織用繊維を被覆して ないもの</p>	<p>しくは第九六類に該当する材料以外 の材料からの生産又は原産資格 割合が六〇%以上である生産</p>
九六〇六・二二	<p>の 卑金属製のもので紡織用繊維を被覆してないもの</p>	<p>第五類、第三九類、第四〇類、第 四四類、第五〇類から第六〇類ま で、第七二類から第八一類まで又 は第九六類に該当する材料以外の 材料からの生産</p>
九六〇六・二九	<p>その他のもの</p>	<p>第五類、第三九類、第四〇類、第 四四類、第五〇類から第六〇類ま で、第七二類から第八一類まで又 は第九六類に該当する材料以外の 材料からの生産</p>
九六・〇七	<p>スライドファスナー及びその部分品</p>	<p>第九六・〇七項に該当する材料以</p>

九六・〇八

ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）

外の材料からの生産

九六〇八・一〇のうち

ボールペン

軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの以外のもの

第九六・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産

九六〇八・二〇

フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー  
万年筆その他のペン

第九六・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産

九六〇八・三一のうち

製図用ペン（墨汁を使用するものに限る。）

軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの以外のもの

第九六・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産

九六〇八・三九のうち	その他のもの	第九六・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
九六〇八・四〇のうち	<p>軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの以外のもの</p> <p>シャープペンシル</p> <p>軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの以外のもの</p>	第九六・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
九六〇八・五〇	第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの二以上の号の物品をセットにしたもの	第九六・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
九六〇八・六〇	ボールペン用中しん（ポイント及びインク貯蔵部から成るものに限る。）	第九六・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
九六〇八・九九	その他のもの	第九六・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	

九六二三・一〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。）	第九六・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
九六一三・二〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）	第九六・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
九六一三・八〇	その他のライター	第九六・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
九六・一四	喫煙用パイプ（パイプボールを含む）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	第九六・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
九六一四・二〇	パイプ及びパイプボール	第九六・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
	木製のもの	第九六・一四項に該当する材料（粗く成形した木製ブロックを除く。）以外の材料からの生産
	その他のもの	第九六・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
九六一四・九〇	その他のもの	第九六・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品	第九六・一五項に該当する材料以外の材料からの生産

<p>九六・一六 九六一七・〇〇</p>	<p>香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）</p>	<p>第九六・一六項に該当する材料以外の材料からの生産 第七〇・一二項又は第九六・一七項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
--------------------------	---	---

附属書 B

原産地証明の必要記載事項

- 1 輸出者  
輸出者の氏名及び住所
- 2 輸入者  
輸入者の氏名及び住所
- 3 輸送手段
  - (1) 出発日
  - (2) 船舶又は航空機の出発日（判明している場合）  
船舶名又は便名
  - (3) 船舶の名称又は航空機の便名（判明している場合）  
荷揚港

製品の最終的な荷揚港（判明している場合）

(4) 輸出国から輸入国に直接輸送されない場合の経路

4 最終仕向国

5 産品の原産国

6 記号及び番号

貨物の記号及び番号（必要な場合には、別紙に記載）

7 包装の個数及び種類並びに品名（統一システム番号を併記）

8 数量

産品の数量及びその計量単位（個数、キログラムなど）

9 仕入書の番号及び日付

貨物の仕入書の番号及び日付

10 輸出者による申告

11 機関又は団体による証明

輸出締約国内の機関又は団体の署名及び印章

12 証明番号

証明ごとの個別番号